第 35 回理事会議事録

１．日時　：2016 年 8 月 26 日（金）午後 6 時 30 分～10 時 30 分
２．場所　：東京都新宿区四谷 1-13　虎ノ門実業会館四谷ビル 2F　四谷ブリッジセンター
３．出席者：【理事 11 名】細田博之、鳩山勝郎、浅越ことみ、大橋正幸（8 時 40 分退席）、
ロバート・ゲラー、齋藤陽子、清水康裕、寺本直志、
橋本公二（8 時 30 分退席）、山田和彦、吉田正
【欠席 1 名】 伊藤直彦
【監事 2 名】 久保公人、成田秀則
【事務局 4 名】清水映樹事務局長代行、大政哲人事務局長代行補佐、
鈴木正人競技会事業部長代行、高野英樹事務局員
【オブザーバー1 名】宮内宏顧問弁護士
（理事現在数：12 名、定足数 7 名、本人出席 11 名）

４．議事の経過及び結果
細田博之会長を議長に、議題を逐一審議した。

第 1 号議案　第 34 回理事会議事録の承認について
議事録案を承認した。

第 2 号議案　会員の逝去について
以下の会員 4 名の逝去の報告があった。
鳩山邦夫（会員番号 85461、6月21日、特別会員）
内藤悦子（会員番号115751、6月25日）
檜川哲次（会員番号　4538、7月18日、元事務局長）
中島千尋（会員番号 84147、7月20日）

第 3 号議案　各委員会及び事業部報告
1. 企画委員会
山田委員長より 7 月 1 日および 8 月 5 日開催の企画委員会の内容について報告があった。
昨年度のブリッジセンターの普及活動について検討を行い、セクショナル以上の公認料率については全センター22%を維持すると報告があり、これを承認した。
非会員の競技会参加について検討を行い、公認競技会の参加料については連盟から指示や依頼はできないが、非会員の公認料を値上げし、センター側に参加料の値上げを促すことになったと報告があった。また非会員のマ

スターポイント、シードポイントの管理については、今後必要に応じて企画委員会で具体案を検討して理事会に諮る。

競技会参加者数の増大のためのワーキンググループを立ち上げて、ターゲッティングやモチベーションの分析などの手法を参考にして、具体案を作成することとした。一部可能なものは来年度に普及事業部の事業計画に含めることを目標とする。

2. センター協議委員会

山田委員長より 7 月 4 日開催のセンター協議委員会、8 月 10 日開催のセンター協議検討会の内容について説明があった。

センター側代表として現在 2 名がセンター協議委員会に出席しているが、3 名への拡大を求めたところ大船ブリッジセンターより渡辺啓氏が今後委員として出席すると報告があり、これを承認した。

10 月から実施される記録保管制度について、7 月 23 日に浜松で開催された地方クラブ会議において説明を行い、8 月 25 日に開催された首都圏ブリッジセンター連絡会において各センターの経営者および主任ディレクターに出席を求め、山田委員長が説明を行ったと報告があった。

3. 代表選抜委員会

橋本委員長より、来年ソウルで開催される第 51 回 APBF 選手権について、現在シニアの APBF 日本代表選抜の申込締切が 1 月 15 日、選抜試合が 2 月 4, 5 日となっているが、韓国より届いた案内によるとチームエントリーの締切が 1 月末、メンバー登録の締切が 2 月末となっており、予定通り代表選抜試合を行うとメンバー承認が 3 月開催の理事会になるため、申込締切を 1 月 15 日、代表選抜試合を 1 月 21, 22 日に開催する案の提出があった。

代表選抜規則に選抜試合に勝ったチームを日本代表とするという記述があり、理事会の承認がなくても日本代表としてメンバー登録が可能なために、当初の予定通り、1 月 15 日を申込締切日とし、1 月開催の理事会で代表選抜試合への招待の可否を決定し、2 月 4, 5 日に代表選抜試合を行うことに決定した。

4. 競技委員会

寺本委員長より 8 月 3 日開催の競技委員会の内容について説明があった。

これまで IMP リーグの非会員の参加は主催センターの判断で行ってきたが、今後共通ルールとしてオープン、ジュニアⅠ・Ⅱ以外のリーグは非会員の参加を認めないこととすると説明があった。

5. 普及事業部

清水普及事業部長より初心者大会ご招待キャンペーンの応募状況、初心者大会開催状況、7 月 27, 28 日開催の子ども霞が関見学デーの出展に延べ

300 名の親子の参加があったことの報告があった。

各大学の 2016 年度前期ブリッジ講座の登録者数および単位取得者数の報告があった。

8 月 3 日から 13 日にかけてサルソマジョーレ（イタリア）で開催された第 16 回世界ユースチーム選手権の報告、各大学のブリッジクラブの部員数の報告があった。

ジュニアくらぶイベント開催状況の報告があった。

秋の体験教室の広告掲載については朝日新聞に 9 月上旬に掲載する。来年春の体験教室の広告掲載については予算に余裕があれば他紙も追加して掲載したいと報告があった。

6. 競技会事業部

ゲラー競技会担当理事より NEC ブリッジフェスティバルの招待チームについて 9 月から協議を始めると報告があった。

鈴木競技会事業部長代行より競技会事業部活動状況および資格獲得者の報告があった。

7. 国際交流事業部

ゲラー理事より来年 7 月に開催を予定している Yeh Bros 杯の費用負担について、台湾側と交渉中との報告があった。

4 月に北京で開催された APBF 代表者会議の議事録案が提出され、これまで 11 月から 4 月にかけて行われてきた APBF 同時大会についてはスポンサーを見つけてこれまでの 6 ヶ月開催から 3～4 ヶ月開催に減らす案が出されたが、最終案は 8 月中に出される予定との報告があった。

IMSA 主催のマインドスポーツ大会は今年は開かれず、来年ソウルで開催の可能性があると久保監事より報告があった。

8. 法人・管理部

清水管理部門担当理事より四谷ブリッジセンターの経営状態について報告があり、企画委員会において対応を検討することに決定した。

9. 人事委員会

齋藤人事委員長より 4 月に新規採用した高野英樹職員について 9 月までの 6 ヶ月間の試用期間終了後 10 月以降普及事業部長に就任すること、今年 12 月に定年を迎える大政哲人職員について 1 月以降再雇用することについて検討を求め、これを承認した。

1 月以降の大政職員の雇用条件等については人事委員会の決定に委ねるにことに決定した。

第 4 号議案　　問題調査チーム報告への対応について

連盟宛に除名処分を求める署名つきの文書の提出があったと報告があった。

齋藤理事から5年間出場停止処分は昨年6月6日についての処分であり、調査結果が新たな証拠となるなら新たな懲戒処分を行うべきであると発言があったが､鳩山会長代行より昨年8月の理事会で6月6日の処分を決定した際、遡っての調査についてはマスターポイント剥奪に限るものであり、追加の処分を想定したわけではないと発言があった。

山田理事より懲戒処分として昨年は会員資格停止処分としたが、これは十分重い処分である。過去に遡って具体的な証拠があり、本人が不正を認めた場合は別だが、今回の状況では更に重い除名処分などを行うべきではないと発言があった。

宮内弁護士および清水事務局長代行より昨年の処分の際に本人からの聞き取り時および通知文書に今後マスターポイント取消がある可能性がある点について口頭および文書で通知したと報告があった。

保留していた処分としてマスターポイント剥奪について検討を行った。調査の対象となったSRRチーム&ペア戦のポイントのみ取り消す意見もあったが、四谷ブリッジセンターの主任ディレクターに就任した2013年4月1日以降に獲得したマスターポイントに相当するポイントの 100%または 50%を剥奪することとし、採決を行った。100%剥奪に賛成の理事は細田、鳩山、浅越、齋藤、清水、吉田の6名、50%剥奪に賛成の理事は寺本、山田の2名、ゲラー理事は棄権し、大橋、橋本理事は採決前に退席した。この結果2013年4月1日以降に本人が獲得したマスターポイントに相当するポイントすべてを剥奪することに決定した。チームメイトおよびパートナーはポイント剥奪の対象としない。この処分については昨年の懲戒処分で保留していた処分であり、不服申立期間を設定して本人に通知する。確定後その内容を正会員全員に通知することに決定した。除名処分の要求についてはこれを認めず、新たな処分はしないことに決定した。

山田理事より、提出された署名つきの文書についてその発起人が競技委員かつ調査チームのメンバーであり、業務上入手した情報を第三者に不正確な形で拡散させたことは問題があると発言があった。

第5号議案　その他議案

1. 熊本地震への対応について

   熊本地震への対応について検討を行い、熊本ブリッジクラブは2016年度の公認料の全額免除、九州の福岡ブリッジプラザおよび長崎チェス&ブリッジクラブについては被災地区からの参加者の交通費助成に使用してもらうために2016年度の公認料の半額免除とすることに決定した。

2. 元錦糸町ブリッジセンター代表者の自己破産申立について

   8月5日に水戸地方裁判所龍ケ崎支部において開かれた、元錦糸町ブリッ

ジセンター代表者に関する財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会に出席した成田監事より、8 月 5 日をもって同氏の自己破産が確定し、残余資産がわずかなため債権者への配分はないと報告があった。

今後正式に自己破産が確定後、計上してある貸倒引当金と破産更生債権等を相殺することになる。2014 年度決算で貸倒引当金を計上した際に損失処理を行ったため、今回の処理で損失は出ないと説明があった。

3. 次回の理事会開催について

次回理事会は 2016 年 10 月 28 日（金）午後 6 時 30 分に開催する。

当日配布書類：第 3 号議案 「ユース報告」
「競技会事業部活動報告（修正版）
「第 16 回ワールドユースチーム選手権報告」

平成 28 年 8 月 26 日（2016 年）
公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟
第 35 回理事会

代表理事　細田 博之

代表理事　鳩山 勝郎

監　事　久保 公人

監　事　成田 秀則